

令和 6 年度守山市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 方針の目的

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品および役務（以下、「物品等」という。）の調達を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）における物品等の調達に適用する。

3 方針に関する担当課

この方針に関する担当課は、健康福祉部障害福祉課とする。ただし、公契約に関する担当課は総務部契約検査課とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく次の事業所等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（B 型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護を行うもの）

5 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入
 - ・食品類（菓子、パン等）
 - ・農作物類
 - ・小物類（布製品・木工等）
 - ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務提供
 - ・印刷物関連（名刺、チラシ等）
 - ・清掃除草作業
 - ・リサイクル作業
 - ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 300 万円以上

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度調達目標を設定する。
- (2) 担当課が障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集したうえで、適用部署にその情報を提供し、適用部署はその情報をもとに物品等を可能な限り優先的に障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

8 調達方針および調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、ホームページへの掲載等により公表する。

9 その他

- (1) 本市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、補助金等の交付先や市内企業等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- (2) 調達した物品等に対し、発注した適用部署、受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。